

給食サービス事業のご利用について

栄町社会福祉協議会では、見守りが必要な高齢者等へ、給食サービスを通じて高齢者等の日常生活状況を把握し緊急時の対応や孤立防止等の支援を行なっています。

【対象者】

栄町に住所がある方で、次のいずれかに該当される方

- (1) 見守りが必要なひとり暮らしの65歳以上の高齢者又は障がい者
- (2) 65歳以上の高齢者世帯のうち、見守りが必要でかつ食事の支度等が困難な世帯

【内 容】

民生委員、ボランティア、町内調理協力店のご協力により、毎週金曜日（6月～9月を除く）に夕食分として弁当を配布

*概ね14時30分～16時30分の間にお届けになります。

【費 用】

1食 300円

【利用方法】

「給食サービス受給申請書」に必要事項をご記入の上、栄町社会福祉協議会へ提出してください。

後日、地区民生委員がご自宅に伺い、日ごろの状況などをお聞きします。その後、利用（承認・不承認）について決定します。

*決定の翌週から開始となります。

【問い合わせ】

栄町社会福祉協議会 電話：95-1100